Ⅱ　農業構造の部

解　　説

この部には、2015年農林業センサスのうち経営体数、農家数及び農業就業人口等に関する統計を収録した。

2015年農林業センサスの概要

１　調査の目的

2015年農林業センサスは、我が国農林業の生産構造及び就業構造等の実態や農山村地域の現状を把握することによって、農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、国際連合食糧農業機関（ＦＡＯ）の提唱する2015年農林業センサスの趣旨に従い、各国農林業との比較において我が国農林業の実態を明らかにすることを目的として実施したものである。

２　農林業センサス調査方法

2015年農林業センサス（農林業経営体調査）は、規定（３　定義「農林業経営体」参照）に該当するすべての農林業経営体を対象に、平成27年２月１日現在で、調査員調査により実施したものである。

３　定　義

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

ア　経営耕地面積が30ａ以上の規模の農業

イ　農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の規模の農業

①露地野菜作付面積	15ａ	⑦肥育牛飼養頭数	１頭
②施設野菜栽培面積	350㎡	⑧豚飼養頭数	15頭
③果樹栽培面積	10ａ	⑨採卵鶏飼養羽数	150羽
④露地花き栽培面積	10ａ	⑩ブロイラー年間出荷羽数	千羽
⑤施設花き栽培面積	250㎡	⑪その他　調査期日前１年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模	
⑥搾乳牛飼養頭数	１頭		

ウ　権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が３ｈａ以上の規模の林業（育林又は伐採を適切に実施するものに限る。）。

エ　農作業の受託の事業

オ　委託を受けて行う育林若しくは素材生産、又は立木を購入して行う素材生産の事業

農業経営体

上記「農林業経営体」の規定のうち、ア、イ、エのいずれかに該当する事業を行う者をいう。

家族経営体

上記「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう。（１戸１法人を含む。）

法人経営体

上記「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者をいう。（１戸１法人を含む。）

林業経営体

上記「農林業経営体」の規定のうち、ウ、オのいずれかに該当する事業を行う者をいう。

経営耕地面積	農林業経営体が経営する耕地（田、畑及び樹園地の計）の面積をいい、経営体が所有している耕地のうち、貸し付けている耕地と耕作放棄地を除いたもの（自作地）に、借りている耕地（借入耕地）を加えたものをいう。
借入耕地	他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。
貸付耕地	他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。
耕作放棄地面積	以前耕地であったもので、過去１年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び作付けする考えのない土地の面積をいう。 転作のため休耕している耕地で、今後作付けする考えのある耕地は含まない。
単一経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が８割以上の経営体をいう。
準単一複合経営及び複合経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が８割未満の経営体をいう。
販売農家	経営耕地面積が30ａ以上又は調査期日前１年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
主業農家	農業所得が主（農家所得の50％以上が農業所得）で、１年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
準主業農家	農外所得が主（農家所得の50％未満が農業所得）で、１年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
副業的農家	65歳未満の農業従事60日以上の者がいない農家をいう。
専業農家	世帯員の中に兼業従事者（調査期日前１年間に30日以上雇用兼業に従事した者又は調査期日前１年間に販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者）が１人もいない農家をいう。
第１種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第２種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。
土地持ち非農家	農家以外で耕地及び耕作放棄地を合わせて５ａ以上所有している世帯をいう。
農業就業人口	自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前１年間に農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち自営農業が主の者をいう。
基幹的農業従事者	農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員）のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。